

[事案 27-15] 失効取消請求

・平成 27 年 9 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の対応が不適切であったことが原因で保険契約が失効したことを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 10 月に契約した積立保険の平成 25 年 5 月分保険料の払込みができず、同年 7 月に失効したが、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1) 同年 5 月の保険料引落日までに振替口座に保険料を入金できなかったため、翌日、募集人に集金を依頼したが、対応がなされなかった。(主張 1)
- (2) 同年 5 月に、振替口座を変更したことがトラブルの原因となった。(主張 2)
- (3) 同年 6 月の保険料引落日までに振替口座に保険料を入金できなかったため、翌日、担当者に集金を依頼し、募集人は集金に来ると約束したが、対応がなされなかった。(主張 3)
- (4) 募集人は、自分本人の署名が必要な書類に、代理署名した。(主張 4)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 主張 1 に対しては、平成 25 年 5 月分の保険料引落日以後、募集人は、失効すると復活できる可能性が低いことを説明し、6 月中に少なくとも 1 か月分の保険料を入金するよう要請するなど、契約継続のために最善を尽くしている。
- (2) 主張 2 に対しては、保険料振替口座の変更と本件失効は無関係である。
- (3) 主張 3 に対しては、募集人は、申立人の主張するような集金に行く約束をしていない。
- (4) 主張 4 に対しては、本件の争点とは関係ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、書面の記載からは明らかではなかった事案の概要、失効時に不十分な対応があったかどうかなど失効時の状況を把握するため、申立人および申立人の親ならびに募集人に対して事情聴取を行った。また保険会社に対して、失効防止の社内対応について報告を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような集金の依頼や約束があったとは認められず、保険会社においては保険料未払いの契約者に対し電話や訪問で入金を促すこととしているが、本件の募集人も振替口座への入金を促していたものと考えられ、その対応に問題があったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。